

## ☆知って得する情報(第11回)

### ～ 税務調査のQ&A ～

Q、税務調査の始めから終了までは、どんな流れですか？

A、調査対象期間は個人事業の場合で1日間、中小企業の場合で2日間というのが多いでしょう。結論は最終日に確定しないことが多いです。

：調査の事前通知時に確認すること

- ・ 調査開始日時（4日と8日など聞き間違いに注意）
- ・ 調査対象場所（本社・工場・支店など）
- ・ 調査の目的（調査理由ではない）
- ・ 調査対象税目（法人税・源泉所得税など）
- ・ 調査対象期間（何年度、何期分なのか？）
- ・ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件（どのような書類を用意すればいいのか？）
- ・ 調査担当者（税務署名簿で確認できる）

：一般的な流れ

任意調査は、おおよそ午前10時から午後4時までに行われます。まず名刺代わりに調査官が「身分証明書」及び、「質問検査章」を提示します（上席などの場合は名刺交換）。事前通知有りの調査であれば相手が本物の調査官かどうかわかりますが、抜き打ち調査の場合は確認できませんので、必ず提示してもらいます。もし、提示を求めても応じない場合には、調査を断る正当な理由に該当します。挨拶が終わると、大体午前中は会社概要の説明が求められます。できれば経営者が決定権のある人が説明した方がいいでしょう。会社設立後の最初の調査の場合には、全職や会社設立に至った経緯、資金繰りに至るまで、根掘り葉掘り説明が求められます。調査官は時には相槌を打ち静かに聞いていますが、頭の中は何か問題点や矛盾点がないか分析していますので、相手の調子に引きずられないようにしましょう。その後、帳簿書類などの調査へと進んでいきます。税務署は納税者ごとに「税歴表」を作成しています。税務署は税歴表を重視しており、この中には税務に関する事項はもちろんのこと、役員や従業員の状況、過去の調査での指摘・指導事項なども記載されているようです。ということは、前回の調査で指摘・指導があった項目について重点的に調べられると考えてください。そして、大体1日目の午後から2日目の午前中は帳簿書類を調査し、2日目の午後には問題点を指摘してきます。問題点については、経営者だけでなく、直接担当者に質問が及ぶこともあります。明らかに税法の解釈間違いや計算ミスなど、クロではない見解の相違というグレーゾーンの部分については、その場で決定しないことが多いです。その日の調査を終了し、上席に相談し、後日、顧問税理士などに連絡があるというのが一般的な流れです。

\* 次回は、税務調査の対象となりやすい会社について掲載します。

木曾岬町商工会 石崎